

## 第2章 騒音の調査

### 第1節 自動車騒音の調査

#### 1 調査概要

自動車騒音については、「高速道路、一般国道、県道、4車線以上の市道(以下、対象路線)」の道路端において騒音測定を行い、この測定結果を基に道路端から50m以内にある全ての住居における騒音値を推計し、環境基準を達成している住居戸数の割合で評価する「面的評価」という方法で実施しています。

平成17年6月に、国が事務処理基準を示したことを受け、本市では、平成18年度から、全対象路線の5分の1ずつを毎年評価していくことにより、市域全体の環境基準の達成状況を5年間で評価する方法で実施しています。

このことから、平成22年度から市域全体の自動車騒音の状況が把握できるようになり、以降も計画的にこれを実施し、毎年データの更新を行っています。

また、平成23年度からは、合併により新たに評価対象となった、富合町、城南町、植木町の道路についても、調査を実施しており、市域全体の評価区間の延長は443.9km、区間数は161区間となっています。

#### 2 調査結果

平成27年度は、対象路線の内、34区間、評価区間の延長101.5kmについて、調査を実施しました。(表2-1-1、図2-1-1)

その結果、市域全体の環境基準の達成率\*である5ヶ年の累積評価は、平成22-26年度の97.2%から、平成23-27年度は97.5%に向上していることが確認されました。(表2-1-2、図2-1-2)

\*「環境基準の達成率」は、環境基準値が異なる午前6時から午後10時までの「昼間」と午後10時から翌日の午前6時までの「夜間」について、それぞれ評価を行います。ここでは「昼間」及び「夜間」ともに環境基準を達成している住居の割合を示しています。

表2-1-1 自動車騒音の面的評価結果(平成27年度評価区間)

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率 (%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
1	城南町出水～城南町東阿高 (九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線)	4.5	4	72	70	59	<u>88.1</u> 52	100.0 59	<u>88.1</u> 52
2	植木町宮原～植木町宮原 (一般国道3号)	1.2	2	72	72	10	<u>60.0</u> 6	100.0 10	<u>60.0</u> 6
3	植木町宮原～植木町岩野 (一般国道3号)	7.4	2	72	72	199	<u>61.3</u> 122	97.5 194	<u>61.3</u> 122
4	植木町一木～植木町舞尾 (一般国道3号)	1.7	2	72	72	155	<u>85.2</u> 132	98.1 152	<u>85.2</u> 132
5	富合町杉島～富合町南田尻 (一般国道3号)	3.9	4	72	69	84	<u>83.3</u> 70	100.0 84	<u>83.3</u> 70
6	河内町岳～河内町野出 (熊本玉名線)	7.7	2	-	-	81	100.0 81	100.0 81	100.0 81

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率 (%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
7	上代2丁目～田崎2丁目 (熊本高森線)	1.0	2	66	64	190	99.5 189	100.0 190	99.5 189
8	田崎本町～春日2丁目 (熊本高森線)	0.8	2	59	52	137	100.0 137	100.0 137	100.0 137
9	春日1丁目～春日1丁目 (熊本高森線)	0.4	2	59	52	239	100.0 239	100.0 239	100.0 239
10	上熊本3丁目～太郎迫町 (熊本田原坂線)	7.1	2	70	65	352	98.9 348	98.9 348	98.9 348
11	万楽寺町～植木町鈴麦 (熊本田原坂線)	7.5	2	70	65	109	100.0 109	100.0 109	100.0 109
12	太郎迫町～河内町岳 (植木河内港線)	9.8	2	-	-	57	100.0 57	100.0 57	100.0 57
13	河内町岳～河内町船津 (植木河内港線)	6.1	2	-	-	159	100.0 159	100.0 159	100.0 159
14	河内町船津～河内町船津 (植木河内港線)	0.8	2	-	-	20	100.0 20	100.0 20	100.0 20
15	画図町大字上無田～出水4丁目 (熊本空港線)	2.4	2	64	54	791	98.5 779	98.5 779	99.9 790
16	植木町宮原～植木町宮原 (田底鹿本線)	0.5	2	73	66	8	100.0 8	100.0 8	100.0 8
17	龍田町弓削～龍田7丁目 (瀬田竜田線)	1.7	2	-	-	316	100.0 316	100.0 316	100.0 316
18	戸島2丁目～水前寺公園 (戸島熊本線)	7.1	2	66	61	2,564	99.7 2,557	99.7 2,557	99.7 2,557
19	石原町～龍田町弓削 (託麻北部線)	1.3	2	-	-	81	100.0 81	100.0 81	100.0 81
20	清水新地3丁目～清水新地3丁目 (託麻北部線)	0.6	2	-	-	35	100.0 35	100.0 35	100.0 35
21	飛田4丁目～四方寄町 (託麻北部線)	2.1	2	-	-	104	100.0 104	100.0 104	100.0 104
22	秋津町沼山津～小峯2丁目 (小池竜田線)	4.0	2	67	59	764	100.0 764	100.0 764	100.0 764
23	御領8丁目～上南部2丁目 (小池竜田線)	0.6	2	-	-	65	100.0 65	100.0 65	100.0 65
24	上南部1丁目～龍田1丁目 (小池竜田線)	0.9	2	-	-	112	100.0 112	100.0 112	100.0 112
25	海路口町～奥古閑町 (天明川尻線)	2.7	2	-	-	110	100.0 110	100.0 110	100.0 110
26	戸島町～石原2丁目 (益城菊陽線)	5.2	2	66	59	456	99.6 454	99.6 454	100.0 456

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率 (%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
27	南高江 2 丁目～川尻 2 丁目 (川尻宇土線)	1.0	2	63	55	274	100.0 274	100.0 274	100.0 274
28	二本木 2 丁目～白山 2 丁目 (市道 二本木2丁目新大江1丁目第1号線)	3.7	4	70	65	1,495	99.5 1,488	99.6 1,489	99.5 1,488
29	本荘町～流通団地 1 丁目 (市道 本荘町流通団地2丁目第1号線)	2.4	4	68	62	366	100.0 366	100.0 366	100.0 366
30	城東町～上林町 (市道 城東町上林町第1号線)	0.6	4	67	64	115	97.4 112	100.0 115	97.4 112
31	春日 7 丁目～島崎 3 丁目 (市道 上代1丁目島崎6丁目第1号線)	2.7	4	67	60	142	99.3 141	100.0 142	99.3 141
32	本荘 4 丁目～南熊本 2 丁目 (一般国道 266 号)	0.7	4	65	62	454	100.0 454	100.0 454	100.0 454
33	花畑町～船場町 1 丁目 (市道紺屋今町辛島町第1号線、紺屋今町花畑町第1号線)	0.8	4	71	65	214	96.3 206	96.3 206	100.0 214
34	東阿弥陀寺町～河原町 (市道 河原町細工町5丁目第2号線)	0.6	4	-	-	37	100.0 37	100.0 37	100.0 37
合計		101.5				10,354	10,184	10,307	10,205

※1 : 「環境基準達成率」 下線 は 80%以上 95%未満、下線 は 60%以上 80%未満、  
囲み数字(□)は 60%未満。

※2 : 「測定地点の等価騒音レベル」 下線 は環境基準値を超えた地点。

※3 : 交差点部では、2 つの評価区間に重複して住居が立地する場合がありますが、戸数合計は、それぞれの和(延べ数)として計算しています。



図 2-1-1 環境基準の達成状況(平成 27 年度評価区間)

表 2-1-2 自動車騒音の面的評価結果(平成 27 年度 市全域の環境基準評価)

評価年度	評価区間	評価対象戸数	環境基準の達成戸数・(率)		
			昼間・夜間	昼間	夜間
平成 27 年度	195 区間	60,464	58,969 (97.5%)	60,051 (99.3%)	59,015 (97.6%)

※ 市全域の環境基準評価は、その年度までの 5 ヶ年の評価結果の累積から、市域全体の環境基準の達成率を表したものです。

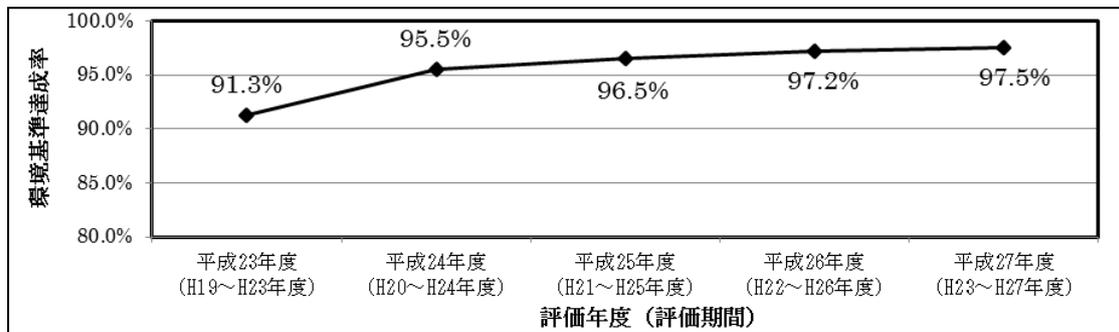


図 2-1-2 環境基準達成率の推移

(参 考)

●環境基準、要請限度

道路に面する地域の環境基準と幹線交通を担う道路(高速自動車道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道など)に近接する区域の自動車騒音に係る環境基準及び要請限度は以下のとおりとなっています。(表 2-1-3、表 2-1-4)

表 2-1-3 道路に面する地域の環境基準

	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル	55 デシベル
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	60 デシベル

※ ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、表 2-4 による。

※ A地域とは専ら住居の用に供される地域、B地域とは主として住居の用に供される地域、C地域とは相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域を、それぞれ指しています。

表 2-1-4 幹線交通を担う道路に近接する区域の環境基準及び要請限度

	昼間	夜間
環境基準	70 デシベル	65 デシベル
要請限度	75 デシベル	70 デシベル

※ 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

※ 等価騒音レベルにより評価する。

※ 近接する区域とは、2 車線以下の道路の場合は道路敷地境界から 15m、2 車線を超える道路の場合は、20mまでの範囲のことを言います。

【要請限度】

自動車騒音が要請限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なっている場合には、公安委員会や道路管理者に対し、必要な措置を講じるよう要請したり、意見を述べたりすることができます。

なお、騒音の測定時間については、本調査が 1 日間でを行うのに対して、要請を行うためには、連続する 7 日間のうち 3 日間で行うこととされています。